

嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育制度の充実に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現行
<p>略</p> <p>(少人数指導)</p> <p>第2条 嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校において実施する少人数指導は、1学級当たりの児童及び生徒数の基準を30人とする少人数学級の編成により実施するものとする。ただし、学校施設の状況その他特別な事情によりこれにより難いと嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、<u>次の各号に掲げるいずれかの指導形態によることができる。</u></p> <p>(1) <u>1学級の学級編成を30人とみなした場合における必要な教職員数を配置すること。</u></p> <p>(2) <u>1学級の学級編成を30人とみなした場合と同等の教育上の効果があると教育委員会が認める学習指導上の措置を講じること。</u></p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>略</p> <p>(少人数指導)</p> <p>第2条 嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校において実施する少人数指導は、1学級当たりの児童及び生徒数の基準を30人とする少人数学級の編成により実施するものとする。ただし、学校施設の状況その他特別な事情によりこれにより難いと嘉麻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、<u>1学級の学級編成を30人とみなした場合における教職員数を配置することにより実施するものとする。</u></p> <p>第3条～第5条 略</p>